

尾張旭市議会撮影等許可基準

《許可基準》

尾張旭市議会傍聴規則第12条のただし書きに規定する写真撮影、録画又は録音等（以下「撮影等」という。）の許可を受けようとする者は、以下の項目を守るものとする。

- (1) 撮影等を希望する者は、撮影等許可申出書により申し出ること。
- (2) ストロボ類を使用しないこと。
- (3) 操作音（電子音）等を発しないこと。
- (4) 会議の進行を妨げたり、他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 撮影等の場所は、傍聴席とすること。
- (6) 撮影等したものは、中立性・正確性を欠くことのないよう取り扱うこと。

※撮影等の許可に関して疑義が生じた場合は、その都度議長又は委員長が決定する。